

※本研修は、介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日老発0704第2号厚生労働省老健局長通知の別紙）に基づき実施するものです

平成30年度主任介護支援専門員更新研修 開催要項

1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 実施主体 島根県

3 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

4 受講対象

特に質の高い研修を実施する観点から、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者（平成18年度から平成27年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者）であって、具体的には、次の（1）から（3）の要件をすべて満たす者。（※1）

- （1）直近の介護支援専門員証の更新を「介護支援専門員専門研修兼更新研修（実務経験者）」の受講により行った者（研修終了日前までに同様に更新を行う見込みの者を含む。）
- （2）次の①から④までのいずれかの要件を満たす者
 - ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者（介護支援専門員実務研修見学実習指導者を含む）（※2）
 - ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者（※3）
 - ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者（※4）
 - ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- （3）本研修終了後に、島根県から主任介護支援専門員の情報を必要とする研修実施団体等（市町村、保険者、社会福祉協議会、介護支援専門員協会など）に対し、修了者の氏名・所属（名称及び電話番号）を提供することについて承諾する者

※1 平成18年度から平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者は平成30年度までに、平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者は平成31年度までに最初の主任介護支援専門員更新研修を受講する必要があります（経過措置）。尚、島根県における主任介護支援専門員の有効期間満了日および主任介護支援専門員更新研修受講対象年度につきましては下記の修了年度別一覧表をご参照ください。

※2 「介護支援専門員に係る研修」とは、平成27年度以後の法定研修（介護支援専門員実務研修、基礎研修、専門研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、再研修、更新研修）・島根県介護支援専門員協会・島根県内の地域包括支援センター・島根県社会福祉協議会が行う研修とします。（ただし、島根県社会福祉協議会が行う研修は、介護支援専門員の業務に関する研修に限る）

※3 「職能団体等が開催する法定外の研修等」とは、次の①から④の研修とします。

- ①島根県介護支援専門員協会が行う研修（各地域協会が地域単位で行う研修も含む）
- ②日本介護支援専門員協会が行う研修又は日本介護支援専門員協会中国ブロック研修
- ③島根県社会福祉協議会が行う研修（介護支援専門員に関する研修に限る）
- ④島根県介護支援専門員協会が主任介護支援専門員を対象に行うフォローアップ研修

（注）法定外の研修等の受講については、主任介護支援専門員である者が自己研鑽を積むということでは本来毎年の受講が望ましいが、1年間（4月～翌年3月）に年4回以上とし、修了書の更新後5年間のうちいずれかの年において回数を満たしていれば可とします。また、回数の算定に当たっては、①から④までの研修を合算することも可とします。（ただし、平成28年4月1日以降の法定外研修に限ります。）

※4 「研究大会等」については、平成27年度以後に開催された研修大会等とします。なお、日本介護支援専門員協会中国ブロックの研究大会も含まれます。

●主任介護支援専門員研修 修了年度別一覧表

※CM・・・介護支援専門員の略

主任CM研修 修了年度	有効期間満了日	受講対象年度
平成 18 年～23 年度	主任CMの有効期間満了日は 平成 31 年 3 月 31 日（経過措置期間）	主任CM更新研修を受講できる年度は 平成 28～30 年度（経過措置期間）
平成 24 年～26 年度	主任CMの有効期間満了日は 平成 32 年 3 月 31 日（経過措置期間）	主任CM更新研修を受講できる年度は 平成 28～31 年度（経過措置期間）
平成 27 年度	主任CMの有効期間満了日は 平成 33 年 3 月 21 日（島根県での修了者）	主任CM更新研修を受講できる年度は 平成 30～32 年度（但し、平成 32 年度は主任CM 有効期間満了日までに修了できる場合に限る）
平成 28 年度	主任CMの有効期間満了日は 平成 33 年 9 月 23 日（島根県での修了者）	主任CM更新研修を受講できる年度（予定）は 平成 31～33 年度（但し、平成 33 年度は主任CM 有効期間満了日までに修了できる場合に限る）
平成 29 年度	主任CMの有効期間満了日は 平成 34 年 9 月 6 日（島根県での修了者）	主任CM更新研修を受講できる年度（予定）は 平成 32～34 年度（但し、平成 34 年度は主任CM 有効期間満了日までに修了できる場合に限る）

〈注意〉

島根県における主任介護支援専門員更新研修は、介護支援専門員証の有効満了期間内に受講・修了することで、更新研修【専門研修課程Ⅱ】を修了したものとみなされる為、受講を予定している年度の主任介護支援専門員更新研修修了日が介護支援専門員証の有効満了期間内であるかをご確認ください。

5 開催期日・場所・定員

		期 日	会 場	定員
松 江	I 期	6 月 12 日（火）～14 日（水）	くにびきメッセ 1F 多目的ホール （松江市学園南 1 丁目 2-1）	100 名
	II 期	7 月 18 日（水）～20 日（金）		
	III 期	8 月 16 日（木）～17 日（金）		
浜 田	I 期	6 月 16 日（土）～18 日（月）	いわみーる 4F 401 研修室 （浜田市野原町 1826-1）	50 名
	II 期	7 月 10 日（火）～12 日（木）		
	III 期	8 月 9 日（木）～10 日（金）		

6 研修内容 別紙日程表のとおり

7 申込方法

(1) 必要書類等

- ①受講申込書（様式1）
- ②介護支援専門員証の写し
- ③主任介護支援専門員研修の修了証書の写し
- ④介護支援専門員専門研修兼更新研修（専門研修課程Ⅰ）及び（専門研修課程Ⅱ）の修了証書の写し
- ⑤講師等実績申告書（様式2）
 - 4 受講対象(2) ①該当者のみ
- ⑥研修実施機関が交付する研修修了証明書の写し
 - 4 受講対象(2) ②該当者のみ
- ⑦該当する研究大会で演題発表等を行ったことが分かるもの（例：発表内容の抄録やカリキュラム等の写し）
 - 4 受講対象(2) ③該当者のみ
- ⑧認定ケアマネジャー認定証（有効期間内）の写し
 - 4 受講対象(2) ④該当者のみ
- ⑨公的証明書や戸籍抄本等の写し
 - 申込書と上記添付書類の氏名が異なる場合のみ

(2) 申込期間等

- ①期間 平成30年4月1日（日）～30日（月）【必着】
- ②方法 上記(1)の必要書類等を郵送又は持参（FAX不可）
 - （土日祝日に持参いただく場合は、郵便受けに入れてください）

8 受講決定・受講料等

- (1) 受講の可否については、「受講決定通知」または「受講不決定通知」の発送によりご連絡いたします。（平成30年5月中旬頃発送予定）
- (2) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください。）

また、本研修では以下の書籍をテキストとして使用します。受講料にあわせてテキスト代をお支払いください。

受講料：18,000円 テキスト代：3,990円

〔使用テキスト〕

『介護支援専門員研修テキスト（主任介護支援専門員更新研修）』（一般社団法人日本介護支援専門員協会）
- (3) 受講決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合は、振込期限日の午後5時までにご連絡いただいた場合に限り受講料のみ返金いたします。（テキスト代は返金できません。また返金にかかる振込手数料は受講者負担となります）

9 修了認定

- (1) 修了認定については、全科目履修に加えて、各科目における到達目標を達成しているかについての修了評価により行います。修了評価は、自己評価、修了テスト及び受講態度等により判断します。修了認定された者には島根県知事名の修了証明書を交付します。
- (2) 全科目の不足ない履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・早退・中抜け等は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情による場合はその都度協議により判断し、翌年度に限り代替受講を認めることがあります。（証明書等の提出が必要です）
- (3) 修了認定は研修終了後に行いますので、修了証明書の即日発行はできません。ただし、修了日は研修終了日となります。
- (4) 受講申込書記載事項に虚偽の内容が認められた場合は、研修期間中又は終了後であっても受講又は修了取り消しの措置をとることがあります。

10 その他

- (1) 昼食は500円（税込）で斡旋します。研修当日の開始前に業者が弁当券を販売します。
- (2) 会場は室温調節が十分にできないこともありますので、衣服等で調節できるようご準備ください。
- (3) 駐車場には限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- (4) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載されたファックス番号あて一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページに掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- (5) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (6) インフルエンザ等感染症罹患など、健康状態によっては受講をご辞退いただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- (7) 身体に障がいがある等の理由により研修受講にあたって配慮が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

11 問い合わせ・申込書類送付先

《研修体系、登録・更新手続き、受講履歴等に関するもの》

島根県健康福祉部高齢者福祉課 TEL 0852-22-6522

《日時・会場等開催に関するもの》

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部（福祉人材センター）：介護支援専門員研修担当者

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956

E-Mail jinzai-kensyu@fukushi-shimane.or.jp ホームページ <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。